

令和 7 年度加古川水系直轄管理事業
呑吐ダム洪水吐開度計更新等整備工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項目	内容	摘要								
第1章 総則	<p>令和7年度加古川水系直轄管理事業呑吐ダム洪水吐開度計更新等整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「施設機械設備点検・整備業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（点）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>共通仕様書（施）、共通仕様書（点）及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>									
第2章 工事内容										
1 目的	<p>本工事は、加古川水系直轄管理事業で管理している呑吐ダムの1号洪水吐ゲートの開度計を更新するものである。また、呑吐ダム、大川瀬ダム及び鴨川ダムの洪水吐設備等が常時良好な機能を発揮できるよう、年点検及び整備を併せて行うものである。</p>									
2 施工場所	<p>本工事の施工場所は、次のとおりであり、詳細な位置は別添位置図に示すとおりである。</p> <p>呑吐ダム : 兵庫県三木市志染町三津田地内 大川瀬ダム : 兵庫県三田市大川瀬字荒神釜地内 鴨川ダム : 兵庫県加東市黒谷字鳶ノ子地内</p>									
3 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 1号洪水吐ゲート開度計更新</p> <table> <tr> <td>①スタンド式ゲート開度計</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>(2)呑吐ダム洪水吐設備点検整備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>(3)大川瀬ダム洪水吐設備点検整備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>(4)鴨川ダム洪水吐設備点検整備</td> <td>1式</td> </tr> </table>	①スタンド式ゲート開度計	1基	(2)呑吐ダム洪水吐設備点検整備	1式	(3)大川瀬ダム洪水吐設備点検整備	1式	(4)鴨川ダム洪水吐設備点検整備	1式	
①スタンド式ゲート開度計	1基									
(2)呑吐ダム洪水吐設備点検整備	1式									
(3)大川瀬ダム洪水吐設備点検整備	1式									
(4)鴨川ダム洪水吐設備点検整備	1式									
4 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。									
5 施工範囲	<p>(1) 1号洪水吐ゲート開度計更新の施工範囲は、第2章3工事概要(1)に示す設備の更新及び試運転調整までの一切とする。</p> <p>(2) 洪水吐ゲート点検整備とは、遠方操作卓を含む全ての洪水吐ゲートの年点検及び整備を併せて行うものである。</p>									
6 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。</p> <p>余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>工 期：令和7年12月4日から令和8年3月13日まで (余裕期間：契約締結日の翌日から令和7年12月4日まで) ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となつた場合には、余裕期間は適用しない。また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>									

項目	内容	摘要
第3章 施工条件		
1 工程制限	呑吐ダム洪水吐設備点検整備については、呑吐ダムの貯水位がEL136.10m以下で行う必要があり、時期については監督職員と協議するものとする。ただし、1号洪水吐ゲートについては開度計の更新を行ったのちに実施するものとする。	
2 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付等の期間には雨天、休日等13日（月平均）及び屋内工事は11日（月平均）を見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。	
3 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。	
第4章 現場条件		
1 関連業務等	受注者は、次に示す関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) ダム等基幹農業水利施設総合管理業務 （令和5年4月1日～令和8年3月31日） (2) 呑吐ダム他水管理設備点検整備業務 （令和6年4月11日～令和9年3月31日） (3) 呑吐ダム取水ゲート塗装他整備工事 （令和6年9月12日～令和8年2月13日） (4) 鴨川ダム放流設備機側伝送装置等製作据付工事 （令和7年7月18日～令和8年3月16日）	
2 搬入路	現場への搬入路は、10t車の進入が可能である。	
3 保管場所	本工事で据付する開度計は、呑吐ダム取水棟1階に保管している。	
4 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
5 関係機関との調整	受注者は本工事の実施にあたり、関係機関等との調整が生じる場合、必要に応じてそれらの申請等を行うものとする。	
第5章 承諾図書等		
1 承諾図書	共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。	
2 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	

項目	内容	摘要								
第6章 仮設 1 工事用等電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。点検・整備工に要する電力は発注者において支給する。									
第7章 貸与する資料等 1 参考図書	<p>点検・整備で使用する準拠基準等は、共通仕様書（点）によるものその他、次の図書によるものとし、適用に当たっては最新のものを適用するものとする。</p> <p>（準拠基準） 土地改良施設管理基準（ダム編） 農林水産省農村振興局制定 施設機械設備点検・整備項目表（河川用及びダム用水門設備） 農林水産省農村振興局制定 農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp）に掲載している。 （参考基準） ゲート点検・整備要領（案）一般社団法人ダム・堰施設技術協会</p>									
2 貸与資料	<p>本工事の設計・施工・点検等において関連する次の資料は貸与する。</p> <p>(1) 資料名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 吞吐ダム洪水吐門扉建設工事 完成図書 2) 平成22年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 吞吐ダム洪水吐設備機側操作盤更新工事 完成図書 3) 令和3年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 大川瀬ダム他洪水吐設備点検整備業務 完成図書 4) 令和4年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 吞吐ダム洪水吐3号ゲート開度計製作工事 完成図書 5) 令和5年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 吞吐ダム洪水吐設備等点検整備工事 6) 各ダム等洪水吐設備等関連工事 完成図書 7) 令和6年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 吞吐ダム他洪水吐設備等点検整備業務 報告書 <p>(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで</p> <p>(3) 貸与・返納場所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所</p> <p>(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。</p>									
3 参考図書及び貸与資料の取扱	<p>参考図書及び貸与する資料の取扱は次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取り扱いは十分留意しなければならない。</p> <p>(2) 貸与資料の使用にあたっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾のある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。</p>									
第8章 総合試運転調整	<p>(1) 本工事の試運転調整に要する電力は発注者において支給する。</p> <p>(2) 関連設備との総合試運転調整を行うので、対向調整方式を記載した調整方案書を監督職員に提出し、承諾を得た後、調整方案書の試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>(3) 総合調整完了時、監督職員に調整結果等の確認を受けるものとする。</p>									
第9章 支給材料	<p>支給する材料は、次のとおりである。</p> <p>(1) 支給品（機器単体費等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタンド式ゲート開度計</td> <td>基</td> <td>1.0</td> <td>1号洪水吐ゲート</td> </tr> </tbody> </table>	品名	単位	数量	備考	スタンド式ゲート開度計	基	1.0	1号洪水吐ゲート	
品名	単位	数量	備考							
スタンド式ゲート開度計	基	1.0	1号洪水吐ゲート							

項目	内容	摘要																														
第10章 設計 1 一般事項	<p>(2) 引渡し場所 呑吐ダム取水棟 1階 (3) 引渡し時期 監督職員と打合せの上、決定するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第7章第2項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置場所に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。</p>																															
2 諸元	<p>呑吐ダム洪水吐設備の諸元は下記のとおりであり、設置場所は屋外である。</p> <p>(1) 鋼製ラジアルゲート 幅7.0m 高8.055m 3門 (2) 開閉装置1モータ2ドラム背面巻取式 3.7kw 3台 (3) 機側操作盤 3面</p>																															
3 機器仕様(支給品)	<p>スタンド式ゲート開度計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1) 内蔵機器の標準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トランスデューサ</td><td>シンクロ電機 5F形以下のもの。</td></tr> <tr> <td>端子台</td><td>最大40P迄の必要数。端子ネジ M3～M4</td></tr> <tr> <td>電線貫通金物</td><td>JIS-F8801、No. 25C 取付部ネジーPF1 (厚鋼電線管28接続可能)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2) 電気的仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐電圧</td><td>AC1000V1分間 (AC電源端子－筐体間)</td></tr> <tr> <td>絶縁抵抗</td><td>DC500V10MΩ (同上)</td></tr> <tr> <td>周囲温度</td><td>-10°C～50°C (内蔵機器により異なる)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">3) 機械的仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td><td>防雨形</td></tr> <tr> <td>入力軸</td><td>ラジアル荷重 15kg 以下 許容回転速度 300rpm 以下 スラスト荷重 10kg 以下 軸摩擦トルク 3kg-cm 以下</td></tr> <tr> <td>塗装</td><td>種類 メラミン系樹脂焼付エナメル塗装 塗装色 標準マンセル7.5BG6/1.5</td></tr> <tr> <td>内臓可能歯車比</td><td>入力軸－指針、トランスデューサ間 1/200 (減速) 以内 長－短針間 1/64 (減速) 以内</td></tr> <tr> <td>精度</td><td>1針表示：±0.5%/FS</td></tr> <tr> <td>重量(参考)</td><td>35kg</td></tr> </tbody> </table>	1) 内蔵機器の標準仕様		トランスデューサ	シンクロ電機 5F形以下のもの。	端子台	最大40P迄の必要数。端子ネジ M3～M4	電線貫通金物	JIS-F8801、No. 25C 取付部ネジーPF1 (厚鋼電線管28接続可能)	2) 電気的仕様		耐電圧	AC1000V1分間 (AC電源端子－筐体間)	絶縁抵抗	DC500V10MΩ (同上)	周囲温度	-10°C～50°C (内蔵機器により異なる)	3) 機械的仕様		構造	防雨形	入力軸	ラジアル荷重 15kg 以下 許容回転速度 300rpm 以下 スラスト荷重 10kg 以下 軸摩擦トルク 3kg-cm 以下	塗装	種類 メラミン系樹脂焼付エナメル塗装 塗装色 標準マンセル7.5BG6/1.5	内臓可能歯車比	入力軸－指針、トランスデューサ間 1/200 (減速) 以内 長－短針間 1/64 (減速) 以内	精度	1針表示：±0.5%/FS	重量(参考)	35kg	
1) 内蔵機器の標準仕様																																
トランスデューサ	シンクロ電機 5F形以下のもの。																															
端子台	最大40P迄の必要数。端子ネジ M3～M4																															
電線貫通金物	JIS-F8801、No. 25C 取付部ネジーPF1 (厚鋼電線管28接続可能)																															
2) 電気的仕様																																
耐電圧	AC1000V1分間 (AC電源端子－筐体間)																															
絶縁抵抗	DC500V10MΩ (同上)																															
周囲温度	-10°C～50°C (内蔵機器により異なる)																															
3) 機械的仕様																																
構造	防雨形																															
入力軸	ラジアル荷重 15kg 以下 許容回転速度 300rpm 以下 スラスト荷重 10kg 以下 軸摩擦トルク 3kg-cm 以下																															
塗装	種類 メラミン系樹脂焼付エナメル塗装 塗装色 標準マンセル7.5BG6/1.5																															
内臓可能歯車比	入力軸－指針、トランスデューサ間 1/200 (減速) 以内 長－短針間 1/64 (減速) 以内																															
精度	1針表示：±0.5%/FS																															
重量(参考)	35kg																															
4 材料	主要材料は、JIS規格品又は同等品以上とする。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>規格</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用絶縁ビニルシースケーブル</td> <td>Cvv 2sq-5c</td> <td>呑吐ダム</td> </tr> <tr> <td>厚鋼電線管</td> <td>G28 長3.66m ねじつき</td> <td>呑吐ダム</td> </tr> </tbody> </table>	材料名	規格	適用	制御用絶縁ビニルシースケーブル	Cvv 2sq-5c	呑吐ダム	厚鋼電線管	G28 長3.66m ねじつき	呑吐ダム																						
材料名	規格	適用																														
制御用絶縁ビニルシースケーブル	Cvv 2sq-5c	呑吐ダム																														
厚鋼電線管	G28 長3.66m ねじつき	呑吐ダム																														

項目	内容	摘要																																								
第11章 構造及び製作 1 一般事項	<p>(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。</p> <p>(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。</p> <p>(3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。</p> <p>(4) 運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。</p>																																									
第12章 撤去・据付 1 一般事項	<p>受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。</p> <p>なお、その経費については別途協議するものとする。</p> <p>据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。</p> <p>(1) 設置及び調整に要する計測機器及び工具類（付属品を除く）は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 施設に備え付けの付属品を使用する場合は監督職員の立会の上、受渡しを行うものとする。</p> <p>(3) 据付については、第7章2貸与する資料及び既存据付状況等により据付施工図等を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(4) 作業時期は、ダム等施設の利水管理等に支障のないよう工程調整し実施するものとする。</p>																																									
2 機械設備	<p>(1) 設備の配置は、保守点検等が容易なように配置するものとする。</p> <p>(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。</p>																																									
3 撤去	<p>本工事において撤去する既設の機器については、別途発注者で処分を予定しているため、重量の算定を行い、現場発生品届で報告するとともに、別添図面に示す場所に集積するものとする。</p> <p>なお、現場発生品の引渡し時期については監督職員と協議して決めるものとする。</p>																																									
第13章 点検・整備作業 1 作業項目及び数量	<p>点検・整備作業の内容は、次に示す設備の点検・整備であり、詳細は別紙2「点検内容一覧表」及び図面に示すとおりである。</p> <p>(1) 吞吐ダム洪水吐設備</p> <table> <tbody> <tr> <td>鋼製ラジアルゲート</td> <td>幅7.0m</td> <td>高8.055m</td> <td>3門</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>1モータ2ドラム背面巻取式</td> <td>3.7kW</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>機側操作盤</td> <td></td> <td></td> <td>3面</td> </tr> <tr> <td>遠方操作卓</td> <td></td> <td></td> <td>1面</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大川瀬ダム洪水吐設備</p> <table> <tbody> <tr> <td>鋼製ラジアルゲート</td> <td>幅8.00m</td> <td>高8.06m</td> <td>3門</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>1モータ2ドラム背面巻取式</td> <td>5.5kW</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>機側操作盤</td> <td></td> <td></td> <td>3面</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 鴨川ダム洪水吐設備</p> <table> <tbody> <tr> <td>鋼製ラジアルゲート</td> <td>幅5.46m</td> <td>高4.57m</td> <td>3門</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>1モータ2ドラム背面巻取式</td> <td>2.2kW</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>機側操作盤</td> <td></td> <td></td> <td>3面</td> </tr> </tbody> </table>	鋼製ラジアルゲート	幅7.0m	高8.055m	3門	開閉装置	1モータ2ドラム背面巻取式	3.7kW	3台	機側操作盤			3面	遠方操作卓			1面	鋼製ラジアルゲート	幅8.00m	高8.06m	3門	開閉装置	1モータ2ドラム背面巻取式	5.5kW	3台	機側操作盤			3面	鋼製ラジアルゲート	幅5.46m	高4.57m	3門	開閉装置	1モータ2ドラム背面巻取式	2.2kW	3台	機側操作盤			3面	
鋼製ラジアルゲート	幅7.0m	高8.055m	3門																																							
開閉装置	1モータ2ドラム背面巻取式	3.7kW	3台																																							
機側操作盤			3面																																							
遠方操作卓			1面																																							
鋼製ラジアルゲート	幅8.00m	高8.06m	3門																																							
開閉装置	1モータ2ドラム背面巻取式	5.5kW	3台																																							
機側操作盤			3面																																							
鋼製ラジアルゲート	幅5.46m	高4.57m	3門																																							
開閉装置	1モータ2ドラム背面巻取式	2.2kW	3台																																							
機側操作盤			3面																																							
2 作業の留意点	<p>作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般共通事項</p> <p>1) 点検整備実施の順序は、事前に監督職員と十分に連絡をとりながら、各機器類の状態を把握し円滑な進捗を図らなければならぬ。</p> <p>2) 設備の運転操作を伴う点検は、操作手順を事前に監督職員に報</p>																																									

項目	内容	摘要
	<p>告し承諾を受けた後、受注者が行うものとする。</p> <p>3) 点検及び整備に要する器具、簡易な給油脂は受注者の負担とするが、設備付属工具等を使用する場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 点検・整備作業については、次のとおりとする。</p> <p>1) 別紙2「点検内容一覧表」に記載されていない項目であっても機能確保上、当然必要と判断される事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 点検に要する計測機器及び工具類（付属品を除く）は、受注者の負担とする。</p> <p>3) 潤滑油、洗浄溶剤等の交換材料については、別紙3のとおりとするが、点検において、不具合箇所の発見や機器・部品等の交換が必要と判断された場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。また、不良・不具合箇所について、発生箇所及び状況・対策及び処理について報告書へ整理すること。</p> <p>なお、機器・部品等の交換が必要と判断した場合、その整備等について契約変更の協議を行う場合がある。</p> <p>4) 整備に用いる主要材料はJIS規格品又は同等以上のものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>5) 吞吐ダムの、動作確認による点検を含むものとする。</p> <p>6) 整備に当たっては既設設備に十分注意し、損傷を与えた場合は受注者の責任において復旧しなければならない。</p>	
第14章 施工管理等		
1 主任技術者等の資格	主任技術者または監理技術者は、入札説明書によるものとする。	
2 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
3 工事現場等における遠隔確認について	(1) 本工事において、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 (2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第15章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連業務等との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) 点検・整備について消耗部品・不良・不具合箇所が発見され、整備を追加する必要が生じた場合。 (6) その他本仕様書に定めないもの	
第16章 公共事業関係調査に対する協力	受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。	
第17章 その他		
1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-27及び第1章1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副3部 なお、点検結果等を取りまとめた資料については、オリジナルデータも合わせて提出するものとする。	

項目	内 容	摘要
2 週休2日による施工	<p>(2) 工事完成図書の出力(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1号洪水吐ゲート開度計更新 2部 洪水吐設備点検整備 1部</p> <p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休日2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p>	

項目	内容			摘要															
	1) 補正係数																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>週単位の週休2日</th><th>月単位の週休2日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td><td>1週間に2日以上</td><td>28.5% (8日/28日) 以上</td></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費 (率分)</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費 (率分)</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table>				週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	1週間に2日以上	28.5% (8日/28日) 以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	現場管理費 (率分)	1.06	1.05	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日																	
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5% (8日/28日) 以上																	
労務費	1.02	1.02																	
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04																	
現場管理費 (率分)	1.06	1.05																	
	2) 補正方法																		
	<p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行なわずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14 地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p>																		
第19章 定めなき事項	<p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>																		

令和7年度

加古川水系直轄管理事業
呑吐ダム洪水吐開度計更新等整備工事

工 事 数 量 表

近畿農政局
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. ダム用水門設備据付工				
(1)ダム用水門設備据付工	1号洪水吐ゲート開度計 更新			
スタンド式ゲート開度計据付	1号洪水吐ゲート	式	1.000	【支給材料】
スタンド式ゲート開度計撤去	1号洪水吐ゲート	式	1.000	
総合試運転調整		式	1.000	
配線工		式	1.000	
制御ケーブル配線工（標準）	ラック・ダクト内, CVVケーブル, 5心, 2mm2, 屋外・屋内	m	20.000	【概算数量】
配管工		式	1.000	
電線管敷設工	厚鋼電線管, 28, 屋外・屋内 (露出)	m	4.000	【概算数量】
一括計上価格				
1. 洪水吐点検整備（呑吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム）				
(1)洪水吐点検整備（呑吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム）				
洪水吐点検整備（呑吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム）		式	1.000	
洪水吐設備等点検整備工		式	1.000	

年点検欄の記号は下記点検・整備方法を示す。							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

点検内容一覧表（呑吐ダム・大川瀬ダム・鴨川ダム）

装置区分	点検ヶ所	点検項目	年点検	点検内容	備考
1. ラジアルゲート（扉体、戸当、固定部）					
全般（扉体）	清掃状態	汚れ	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。	
		ごみ、流木、土砂等	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。	
	外観	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	塗装	損傷	E	損傷がないこと。	
		劣化	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。	
	構造全体	振動	H	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		片吊り	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。	
	スキンプレート	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
扉体	主桁、補助桁	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
	脚柱	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
	リベット	ゆるみ、脱落	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
支承部	補助ローラ、軸、軸受	摩耗（ローラ外径）	E	摩耗がないこと。	
		摩耗（ローラ軸）	E	摩耗がないこと。	
		摩耗（ローラ軸受）	E	摩耗がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。	
		回転状態	D	正常に回転すること。	
扉体付シーブ	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗（シーブ外径）	E	摩耗がないこと。	
		摩耗（シーブ軸）	E	摩耗がないこと。	
		摩耗（シーブ軸受）	E	摩耗がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。	
		回転状態	D	正常に回転すること。	

年点検欄の記号は下記点検・整備方法を示す。							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

点検内容一覧表（呑吐ダム・大川瀬ダム・鴨川ダム）

装置区分	点検ヶ所	点検項目	年点検	点検内容	備考
水密部	水密ゴム	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		劣化	E	劣化がないこと。	
		漏水	E	機能に支障がないこと。	
	ゴム押え板	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	給油配管	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		漏油、詰り	E	漏油、詰りがないこと。	
給油装置（支承）	分配弁	損傷	E	損傷がないこと。	
		作動状態	D	作動すること。吐出量が適正であること。	
	清掃状態	汚れ	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。	
		ごみ、流木、土砂等	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。	
全般（戸当り）	外観	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	塗装	損傷	E	損傷がないこと。	
		劣化	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。	
	埋設部（戸当り）	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
全般（固定部）	側部戸当り	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
	コンクリート部	コンクリートの損傷	E	損傷がないこと。	
		コンクリートからの漏水	E	機能に支障がないこと。	
固定部	清掃状態	汚れ	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。	
		ごみ、流木、土砂等	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。	
	外観	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	塗装	損傷	E	損傷がないこと。	
		劣化	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。	
	トラニオンガーダ	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
		摩耗	E	摩耗がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	トラニオン軸、軸受	腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油が劣化していないこと。	
		回転状況	D	正常に回転すること	
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	

年点検欄の記号は下記点検・整備方法を示す。							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

点検内容一覧表（呑吐ダム・大川瀬ダム・鴨川ダム）

装置区分	点検ヶ所	点検項目	年点検	点検内容	備考
給油装置（固定部）	給油配管	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		漏油、詰り	E	漏油、詰りがないこと。	
	分配弁	損傷	E	損傷がないこと。	
		作動状態	D	作動すること。吐出量が適正であること。	
埋設部	アンカレージ	コンクリートの損傷	E	損傷がないこと。	
2. ワイヤーロープワインチ式開閉装置					
全般	清掃状態	汚れ	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。	
	外観	損傷	E	損傷がないこと。	
	塗装	損傷	E	損傷がないこと。	
		劣化	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。	
構造体	構造全体	振動	H	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
	フレーム	たわみ	E	たわみがないこと。	
		変形	E	変形がないこと。	
		溶接部の割れ	E	割れがないこと。	
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
動力部	主電動機	振動	M	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		温度上昇	M	異常な温度上昇がないこと。	
		電流値	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。	
		電圧値	M	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。	
		絶縁抵抗	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1M Ω以上あること。	
		開閉速度	M	規定値以内であること。	
		電磁制動機のすきま	M	ディスクのすき間が規定範囲にあること。	
	予備電動機	振動	M	異常振動がないこと。	呑吐ダム該当無し
		異常音	S	異常音がないこと。	呑吐ダム該当無し
	温度上昇	M	異常な温度上昇がないこと。	呑吐ダム該当無し	
	電流値	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。	呑吐ダム該当無し	
	電圧値	M	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。	呑吐ダム該当無し	
	絶縁抵抗	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1M Ω以上あること。	呑吐ダム該当無し	
	開閉速度	M	適切な部分開度で測定し、規定値以内であること。	呑吐ダム該当無し	
	電磁制動機のすきま	E	ディスクのすき間が規定範囲にあること。	呑吐ダム該当無し	

年点検欄の記号は下記点検・整備方法を示す。							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

点検内容一覧表(呑吐ダム・大川瀬ダム・鴨川ダム)

装置区分	点検ヶ所	点検項目	年点検	点検内容	備考
制動部	電磁制動機	作動状態	D	確実に作動し、瞬時に停止すること。	
		ライニングのすきま	M	適正なすきまが確保されていること。	
		ライニングの厚さ	M	異常な摩耗、偏摩耗がないこと。	
		ドラムの損傷	E	損傷がないこと。	
		制動部の清掃状態	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。	
		絶縁抵抗	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、 $1M\Omega$ 以上であること。	
制動部	電動油圧押上式制動機	作動状態	D	確実に作動し、瞬時に停止すること。	
		ライニングのすきま	M	適正なすきまが確保されていること。	
		ライニングの厚さ	M	異常な摩耗、偏摩耗がないこと。	
		ストローク	E	適正なストロークが確保されていること。	
		ドラムの損傷	E	損傷がないこと。	
		制動部の清掃状態	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。	
		漏油	E	漏油がないこと。	
		絶縁油量	E	油面計の規定内であること。	
		絶縁油劣化	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。	
		絶縁抵抗	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、 $1M\Omega$ 以上であること。	
減速部	減速機	振動	M	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		温度上昇	M	異常な温度上昇がないこと。	
		漏油	E	漏油がないこと。	
		潤滑油量	E	油面計の規定内であること。	
		潤滑油劣化	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。	
	ドラムギヤ ピニオン 中間ギヤ	異常音	S	異常音がないこと。	
		歯車の損傷・摩耗	E	損傷及び異常摩耗がないこと。	
		歯当り	M	適正な当りがあること。	
		バックラッシ	M	適正な範囲の数値であること。	
		給油状態	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。	
動力伝達部	切替装置	作動状態	D	スムーズに切換えられること。	
		振動	M	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		温度上昇	M	異常な温度上昇がないこと。	
		漏油	E	漏油がないこと。	
		潤滑油量	E	油面計の規定内であること。	
		潤滑油	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。	
	手動装置	作動状態	D	スムーズに切換えられ、手動操作が行えること。	
		振動	H	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		漏油	E	漏油がないこと。	
		潤滑油量	E	油面計の規定内であること。	

年点検欄の記号は下記点検・整備方法を示す。							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

点検内容一覧表(呑吐ダム・大川瀬ダム・鴨川ダム)

装置区分	点検ヶ所	点検項目	年点検	点検内容	備考
動力伝達部	手動装置	潤滑油	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。	
	連動軸	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	軸受	振動	H	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		温度上昇	M	異常な温度上昇がないこと。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。	
	たわみ軸継手 (歯車形軸継手) (ローラチェーン軸継手)	振動	H	異常振動がないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		給油状態	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。	
扉体駆動部	ドラム	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		摩耗	E	ロープ溝部に異常な摩耗がないこと。	
	ドラム軸	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	ドラムロープ末端	ゆるみ、脱落	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。	
	シーブ、軸、軸受	摩耗	E	摩耗がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		腐食（孔食）	E	腐食（孔食）がないこと。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。	
		回転状態	D	正常に回転すること。	
	ワイヤロープ	ごみ、異物の付着	E	ごみ、砂塵等がロープに付着していないこと。	
		変形	E	線の不規則な飛び出し、部分的な籠状、キンク等がないこと。	
		発錆	E	発錆がないこと。	
		摩耗	M	異常な摩耗がないこと。	
		素線切れ	M	異常な素線切れがないこと。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。	
保護装置	ワイヤロープ 末端調整装置	ロックナット	E	ゆるみがないこと。	
		ソケット	E	割ピンがはずれていないこと。	
		ロープ長さ	E	閉時にロープの緩みが、左右同一であること。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。	
	制限開閉器 (カウンタ式) (遊星歯車式)	作動状態	D	設定値にて正常に作動すること。	
		変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
	直動形リミットスイッチ	作動状態	D	設定値にて正常に作動すること。	
		変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	

年点検欄の記号は下記点検・整備方法を示す。							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

点検内容一覧表(呑吐ダム・大川瀬ダム・鴨川ダム)

装置区分	点検ヶ所	点検項目	年点検	点検内容	備考
休止装置	休止装置	作動状態	D	休止操作が円滑に行えること。	
		給油状態	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。	
開度計	機械式	作動状態	D	実揚程と指針表示が合致していること。	
		盤面の曇り	E	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。	
給油装置	給油ポンプ	損傷	E	損傷がないこと。	
		作動状態	D	適正な圧力が発生すること。	
		油量	E	適量で乳白色化していないこと。	
	給油配管	変形	E	変形がないこと。	
		損傷	E	損傷がないこと。	
		漏油	E	漏油がないこと。	
	分配弁	損傷	E	損傷がないこと。	
		作動状態	D	作動すること。	
3. 機側操作盤					
全般	盤全体	清掃状態	E	ひどい汚れ、ごみ等がないこと。	
		破損	E	破損がないこと。施錠が完全であること。	
		塗装状態	E	鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。	
		内部乾燥状態	E	乾燥していること。	
		絶縁抵抗	M	絶縁抵抗計にて計測を行い、 $1M\Omega$ 以上であること。	
	機器、計器類共通	汚れ	E	汚れがないこと。	
		変色	E	変色がないこと。	
		端子のゆるみ	E, H, T	端子のゆるみがないこと。	
		異常音	S	異常音がないこと。	
		破損	E	破損がないこと。	
計器類	電流計	指示	E	大幅な変動がなく定格電流値以下であること。	
		0点確認	E	ゲート停止時に0点を指していること。	
	電圧計	指示	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。	
開閉器類	電磁接触器	作動テスト	D	異常なく作動すること。	
		異常音	D, S	異常音、振動がないこと。	
		接点	D, E	接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。	
	漏電絶電器	作動テスト	D	テストボタンを押して作動すること。	
	配線用遮断器	作動テスト	D	ON/OFFが確実に行えること。	
	避雷器	ランプテスト	E, H	正常に点灯すること、ヒューズが溶断していないこと。	
	スペースヒータ (サーモスイッチ)	作動テスト	D	サーモスイッチの設定を変更し、外気温度でスイッチが入れば正常である。この状態でしばらく放置し動作を確認すること。	

年点検欄の記号は下記点検・整備方法を示す。							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

点検内容一覧表(呑吐ダム・大川瀬ダム・鴨川ダム)

装置区分	点検ヶ所	点検項目	年点検	点検内容	備考
リレー類	補助リレー	作動テスト	D, S, E	異常音、振動がないこと。	
		異常音	D, H, S	異常音がないこと。	
	3Eリレー	作動テスト	D	テストボタンを押して作動すること。	
		設定値確認	E	画面通りの設定値であること。	
タイマ	タイマ	作動テスト	D	テストボタンを押して作動すること。	
		設定値確認	E	所定の設定値にセットされていること。	
スイッチ	押し鉗スイッチ	作動テスト	D, E	開、閉、停が的確に作動すること。	
	切換スイッチ	作動テスト	D, E	的確に作動すること。	
表示灯	表示灯	ランプテスト	D, E	点灯すること。	
	盤内蛍光灯	点灯、球切れ	D	点灯すること。	
指開度計	開度指示計	指示	E	実際揚程(または発信器)と指示値が合致していること。 セルシン式は発信器の指示値に応動していること。	
配線・配管	盤内配線	配線状態	E	損傷がないこと。断線していないこと。	
		端子のゆるみ	E, H, T	断線がないこと。ゆるみがないこと。	
	端子台	腐食	E	発錆がないこと。	
	端子台取付ボルト	ゆるみ、脱落	E, H	ゆるみがないこと。	
	配管	配管状態	E	ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。	